

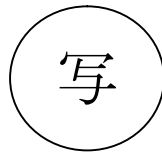
教 体 第 2 9 6 号
教 指 第 7 4 2 号
平成 2 5 年 7 月 1 1 日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

千葉県競技力向上推進本部が行う事業に参加する児童生徒の取扱いについて (依頼)

このことについて、県立学校は、別添写しのとおり取り扱うこととしましたので、貴管下の学校についてもこれに準じて取り扱われるよう御配慮くださるようお願いいたします。



教 体 第 2 9 6 号
教 指 第 7 4 2 号
平成 2 5 年 7 月 1 1 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

千葉県競技力向上推進本部が行う事業に参加する児童生徒の取扱いについて（通知）

千葉県競技力向上推進本部（以下「推進本部」という。）が行う事業に参加する児童生徒の取扱いについては、下記のとおりとするので、遺漏のないようお願いします。

記

1 児童生徒の取扱い

児童生徒が推進本部の行う事業に選手として参加する場合は、学校において学校教育活動の一環として取り扱うこととする。（詳細は別表による）

2 留意事項

- （1）参加する児童生徒を掌握し、教育計画に適切に位置づけること。
- （2）参加する児童生徒の安全及び健康管理に留意するとともに、学習に支障が生じることのないように配慮すること。
- （3）別表に掲げる事業に参加する場合は、「委嘱又は要請する者」から、参加内容、日時及び場所を明示した派遣要請があった場合に限る。

3 災害に関する対応

この取扱いにかかわる児童生徒の災害については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年12月13日法律第162号）の規定によるものとする。

4 その他

平成23年5月18日付け教体第201号教指第322号「千葉県競技力向上推進本部が行う事業及びちばアクアラインマラソンの開催に伴う諸事業に参加する児童生徒の取扱いについて（通知）」は廃止する。

(別表)

推進本部が行う事業に参加する児童生徒の取扱い

| 参加等の場面 | 参加等の内容 | 取扱い |
|--|---|-----------|
| 競技力向上推進本部長の要請を受けて、同本部が行う事業に強化選手として参加する場合 | (1) 各種研修会、講習会に参加 (2) 強化練習会、合宿・遠征等に参加 | 学校教育活動の一環 |